

軽油引取税

この税は、軽油の引取り等に対して課税するものです。

●納める人

- 特約業者または元売業者から、現実の納入を伴う軽油の引取りを行った人(特約業者または元売業者を通じて納めます。)
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の人
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の人等

元売業者とは…軽油を製造する業者、軽油を輸入する業者または軽油を販売する業者で、法の規定により総務大臣が指定したものをいいます。
 特約業者とは…元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、法の規定により知事が指定したものをいいます。

●納める額

引取量1キロリットルにつき32,100円

免税軽油について

船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源の用途に使用される軽油は免税となります。免税となる軽油(以下「免税軽油」といいます。)を使用しようとする人は、あらかじめ県税事務所に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けなければなりません。免税軽油は免税証と引換えに免税証記載の販売業者から購入しなければなりませんので、免税軽油使用者証を県税事務所に提示して、免税証の交付の申請をしてください。免税軽油が使用できる用途等の詳細については、取扱県税事務所(P.34)にお問い合わせください。

●申告と納税

- 特約業者または元売業者が、軽油を現実に引き取った方などから税金を預かり、毎月分をまとめて翌月の末日までに県税事務所に申告して納めることになっています。
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の方は、輸入の時までに輸入数量等を申告して納めることになっています。
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の方は、毎月分をまとめて翌月の末日までに当該譲渡数量等を申告して納めることになっています。

●製造等に対する課税と罰則

- ・軽油と灯油などを混和するとき
 - ・軽油を製造するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として販売するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として消費するとき
- は事前に知事に申請し、承認を受けることが必要です。

<承認を受けずに製造を行うと>

・10年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油であることを知りながら運搬、購入・販売すると>

・3年以下の懲役若しくは300万円以下(法人の場合は1億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やA重油を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設等を提供すると>

・7年以下の懲役若しくは700万円以下(法人の場合は2億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<承認を受けずに灯油などを自動車の燃料として販売・消費すると>

- ・販売等した全量に対して課税されます。
- ・2年以下の懲役または100万円以下(法人の場合は100万円以下)の罰金に処せられます。

<承認を受けて販売・消費すると>

・課税済軽油分を差し引いた量に対してのみ課税されます。
 (例)(課税済)軽油100リットルと灯油100リットルを混和し、販売した場合

〔承認あり→(課税済)軽油 0円+ 灯油 3,210円 = 税額 3,210円〕
 〔承認なし→(課税済)軽油 3,210円+ 灯油 3,210円 = 税額 6,420円〕……………

(課税済軽油に対しては、購入する段階で、すでに課税されていますから、軽油部分に二重に課税することになります。)

●指定市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額の一部を北九州市と福岡市に交付することになっています。

●取扱県税事務所

軽油引取税とゴルフ場利用税(P.32)の申告や納税などを取り扱う県税事務所は次のとおりです。

取扱県税事務所	管轄区域
博多県税事務所	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・古賀市・福津市・那珂川市・糟屋郡
北九州西県税事務所	北九州市・行橋市・豊前市・中間市・遠賀郡・京都郡・築上郡
飯塚・直方県税事務所	直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡
久留米県税事務所	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・朝倉市・みやま市・朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡

※県税事務所の所在地、電話番号などは P.62 ~ P.65に掲載しています。

自動車税

自動車税は、自動車を取得した時に環境への負荷の低減程度等に応じて負担いただく「環境性能割」と、自動車の排気量等に応じて毎年負担いただく「種別割」があります。

自動車税環境性能割

自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から自動車の取得に対し課税される税として、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されました。

なお、市町村税である軽自動車税(環境性能割)については、当分の間、県が賦課徴収を行います。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人

ただし、ローンで購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

●納める額

通常の取得価額×燃費性能等に応じた税率

※自動車の通常の取得価額とは？

自動車を取得するためにその対価として通常支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっているもの(例:ラジオ・ステレオ・エアコンなど)の価額は含まれますが、スペアタイヤ・シートカバー・マット・標準工具などの付属物の価額は含まれません。また、無償で自動車をももらった場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常の取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常の取引価額が通常の取得価額となります。

●税率（主なもの） ※令和6年1月1日～令和7年3月31日

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用		営業用
			登録車	軽自動車	
電気自動車（燃料電池車含む）					
天然ガス車（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から NOx10%低減）（注3）			非課税	非課税	非課税
プラグインハイブリッド車				—	
ディーゼル乗用車	平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期規制適合（注3）	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+23%達成	非課税		非課税
		令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+16%達成	1%	—	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%		0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%		1%
	上記以外のディーゼル乗用車		3%		2%
ガソリンハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車	★★★★（注1）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+23%達成 （平成22年度燃費基準+84%達成）（注4）	非課税		非課税
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+16%達成 （平成22年度燃費基準+73%達成）（注4）	1%	非課税	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準+2%達成 （平成22年度燃費基準+51%達成）（注4）	2%	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	3%	2%	1%
	上記以外の乗用車				2%
LPGハイブリッド乗用車 LPG乗用車	★★★★（注1）	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+23%達成	非課税		非課税
		令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+16%達成	1%	—	
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成 令和2年度燃費基準+2%達成	2%		0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	3%		1%
	上記以外の乗用車				2%
ガソリンハイブリッドトラック ガソリントラック （2.5t以下）	★★★★（注1）	令和4年度燃費基準+5%達成 （平成22年度燃費基準+63%達成）（注4）	非課税	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成 （平成22年度燃費基準+55%達成）（注4）	1%	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成 （平成22年度燃費基準+47%達成）（注4）	2%	2%	1%
	上記以外のトラック		3%	2%	2%
ガソリンハイブリッドトラック ガソリントラック （2.5t超～3.5t以下）	★★★★（注1）	令和4年度燃費基準達成	非課税		非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%		0.5%
	★★★（注2）	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	—	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%		0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%		1%
上記以外のトラック		3%		2%	
ディーゼルハイブリッドトラック ディーゼルトラック （2.5t超～3.5t以下）	平成30年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制から NoxかつPM10%低減 （注3）	令和4年度燃費基準達成	非課税		非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%		0.5%
	ポスト新長期規制適合 （注3）	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	—	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%		0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%		1%
上記以外のトラック		3%		2%	

区分	排ガス要件	燃費要件	税率		
			自家用		営業用
			登録車	軽自動車	
ガソリンハイブリッドバス ガソリンバス (3.5t以下)	★★★★ (注1)	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	-	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%		0.5%
	★★★ (注2)	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税		非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%		0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%		1%
上記以外のバス		3%	2%		
ディーゼルハイブリッドバス ディーゼルバス (3.5t以下)	平成30年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制から NoxかつPM10%低減 (注3)	令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	-	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%		0.5%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税		非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%		0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%		1%
上記以外のバス		3%	2%		
ディーゼルハイブリッドバス ディーゼルバス (3.5t超)	平成28年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制から NoxかつPM10%低減 (注3)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	上記以外のバス		3%		2%

(注1) ★★★★★とは、平成30年排出ガス基準+50%低減達成又はH17年排出ガス基準+75%低減達成をいう。

(注2) ★★★とは、平成30年排出ガス基準+25%低減達成又はH17年排出ガス基準+50%低減達成をいう。

(注3) ポスト新長期規制とは、平成21年以降（車両総重量により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

(注4) 平成22年度燃費基準については、ガソリン自動車（乗用車又は2.5t以下のトラック）でJC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

● 特例措置

○ バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス (※)	-	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス (※)	30人以上（空港アクセスバス）			取得価額から800万円控除
	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	-			取得価額から100万円控除

(※) 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る。

○ ASV（先進安全自動車）

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き） バス等 （立席のないもの）	-	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	新車	取得価額から175万円控除
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き） トラック （トレーラーは除く）	3.5t超			取得価額から175万円控除

※ 「バリアフリー車両」に係る特例と「ASV（先進安全自動車）」に係る特例は選択適用

※ 「バス等」の等とは、乗車定員10人の乗用車

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、県税事務所分室に申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録または届出のとき
- 移転登録をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)

○その他の自動車を取得した場合 …………… 取得の日から15日以内

※県税事務所分室は、運輸支局・自動車検査登録事務所 (P.69)・軽自動車検査協会の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車税(環境性能割)の44.65%相当額を県内の市町村に交付し、33.25%相当額のうち一部を、北九州市と福岡市に交付することになっています。

県税事務所分室の所在地

環境性能割の税額は、各地区の分室へお尋ねください。

分室名	登録車	軽自動車
千早分室	〒813-0044 福岡市東区千早3-10-40 TEL 092-661-5456 FAX 092-673-2271	〒813-0019 福岡市東区みなと香椎4-3-15 TEL 092-674-2400 FAX 092-674-2401
曾根分室	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-20-1 TEL 093-473-0177 FAX 093-472-9159	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-19-2 TEL/FAX 093-475-0213
上津分室	〒830-0052 久留米市上津町中尾山2203-301 TEL 0942-21-0554 FAX 0942-22-5318	〒830-0052 久留米市上津町中尾山2199-46 TEL 0942-21-3321 FAX なし
庄内分室	〒820-0115 飯塚市仁保23-44 TEL 0948-82-1010 FAX 0948-82-4359	

自動車税種別割

この税は、自動車の所有に対して課税される税です。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

ただし(軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車)などは除きます。

●納める額

税額は、自動車の種別、用途、排気量などによって、P.39・40(年税額一覧表)のとおり定められています。

もし、年度途中で新規登録などをした場合は、月割計算による税額が課されます。

$$\text{月割税額 (100円未満の端数を切捨て)} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

●申告と納税

申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を県税事務所分室に提出することになっています。

納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人は、県税事務所が送付する納税通知書により、5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以降に新規登録などをした場合には、申告のときに納めることになっています。

●納税証明書

納税証明書は、車検の時に必要です。なお、運輸支局でも自動車税(種別割)の納付情報を確認できるようになり、**継続検査・構造等変更検査時における自動車税(種別割)納税証明書の提示を省略できるようになりました**。詳細は、P.55をご参照ください。

●自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)の払戻し(還付)について

- 自動車を抹消登録した場合、その翌月から3月分までの自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)が払戻し(還付)されます。
- 自動車を抹消登録した場合、運輸支局からその旨の連絡が福岡県にありますので、県での事務手続き後、登録月の1か月～2か月後に還付通知書を発送します(特別な手続きは必要ありません)。還付通知書に記載された金融機関で、通知書と引き替えに還付金をお受け取りください。なお、1年を経過すると、この通知書での還付金の受け取りはできなくなりますので、御注意ください。

区 分		還付通知書の発送時期	
		県内	県外
抹消登録等の時期	1日～15日	翌月15日頃	翌月末頃
	16日～月末	翌月末頃	翌々月15日頃

<ただし、次の場合には還付金は発生しません>

- ・3月に抹消登録した場合
- ・福岡県に税金の未納がある場合(充当されます)

●自動車税(種別割)グリーン化税制の概要

<自動車税(種別割)の軽減>

令和6年度に新車新規登録を行った次の自動車について、当該登録の翌年度1年間の自動車税(種別割)が現行の税率より軽くなります。

令和6年度に新車新規登録を行った自動車の軽減割合について

対 象 車			車軽減割合
電気(燃料電池を含む)自動車、一定の排ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車			概ね 75%軽減
対 象 車(営業用乗用車に限る)			車軽減割合
ガソリン LPG	○平成30年排出ガス規制50%低減(☆☆☆☆) または ○平成17年排出ガス規制75%低減(☆☆☆☆)	令和12年度燃費基準90%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね 75%軽減
		令和12年度燃費基準70%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね 50%軽減
クリーン ディーゼル	平成30年排出ガス規制適合 または 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね 75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	概ね 50%軽減

※燃費基準達成車は車検証の備考欄に記載:「令和12年度燃費基準70%達成車」等

<自動車税(種別割)の重課>

自動車税(種別割)の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録により課税対象とならなくなるまで、自動車税(種別割)が現行の税率より重くなります。

対 象 車		新車新規登録の時期	重課開始年度及び重課割合
新車新規登録の日から 11年を経過している ディーゼル車	バス・トラック	平成25年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	令和7年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成25年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	令和7年度から概ね15%重課開始
新車新規登録の日から 13年を経過している ガソリン、LPG車	バス・トラック	平成23年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成23年4月1日 ～平成24年3月31日	令和7年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成23年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成23年4月1日 ～平成24年3月31日	令和7年度から概ね15%重課開始

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれます。

●身体障がい者等の方に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車については、自動車の名義、障がいの程度等一定の要件のもとに申請をすれば、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

(福岡県ホームページに「身体障がい者等の方の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免制度概要」を掲載しています。)

自動車税(種別割)年税額一覧表

(1)乗用車(主なもの)

総排気量	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
1L以下(※1)	29,500円	25,000円	7,500円
1L超 1.5L以下	34,500円	30,500円	8,500円
1.5L超 2L以下	39,500円	36,000円	9,500円
2L超 2.5L以下	45,000円	43,500円	13,800円
2.5L超 3L以下	51,000円	50,000円	15,700円
3L超 3.5L以下	58,000円	57,000円	17,900円
3.5L超 4L以下	66,500円	65,500円	20,500円
4L超 4.5L以下	76,500円	75,500円	23,600円
4.5L超 6L以下	88,000円	87,000円	27,200円
6L超	111,000円	110,000円	40,700円

(※1)電気を動力源とするものは「1L以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

(2)トラック(主なもの)

最大積載量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1 t 以下	8,000円	6,500円
1 t 超 2 t 以下	11,500円	9,000円
2 t 超 3 t 以下	16,000円	12,000円
3 t 超 4 t 以下	20,500円	15,000円
4 t 超 5 t 以下	25,500円	18,500円
5 t 超 6 t 以下	30,000円	22,000円
6 t 超 7 t 以下	35,000円	25,500円
7 t 超 8 t 以下	40,500円	29,500円
8 t 超	46,800円～	34,200円～

(3)バス(主なもの)

乗車定員	税率(年額)		
	自家用	営業用	
		一般乗合用	その他
30人以下	33,000円	12,000円	26,500円
30人超 40人以下	41,000円	14,500円	32,000円
40人超 50人以下	49,000円	17,500円	38,000円
50人超 60人以下	57,000円	20,000円	44,000円
60人超 70人以下	65,500円	22,500円	50,500円
70人超 80人以下	74,000円	25,500円	57,000円
80人超	83,000円	29,000円	64,000円

※学校が所有するもので通学に用いるものについては、一般乗合用の税率が適用されます。

(4)貨物兼乗用車

トラックのうち、最大乗車定員が4人以上であるものに係る税率は、その年税額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額になります。

総排気量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1 L 以下(※)	5,200円	3,700円
1 L 超 1.5 L 以下	6,300円	4,700円
1.5 L 超	8,000円	6,300円

(※)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(5)特種用途車(主なもの)

区 分 (総排気量、車両総重量など)	税率(年額)			
	自家用		営業用	
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)		
キャンピング車 (乗車定員10人以下のもの)	1 L 以下(※1)	23,600円	20,000円	6,000円
	1 L 超 1.5 L 以下	27,600円	24,400円	6,800円
	1.5 L 超 2 L 以下	31,600円	28,800円	7,600円
	2 L 超 2.5 L 以下	36,000円	34,800円	11,000円
	2.5 L 超 3 L 以下	40,800円	40,000円	12,500円
	3 L 超 3.5 L 以下	46,400円	45,600円	14,300円
	3.5 L 超 4 L 以下	53,200円	52,400円	16,400円
	4 L 超 4.5 L 以下	61,200円	60,400円	18,800円
	4.5 L 超 6 L 以下	70,400円	69,600円	21,700円
	6 L 超	88,800円	88,000円	32,500円
起重機車など	10 t 以下	11,500円		9,000円
	10 t 超 16 t 以下	25,500円		18,500円
	16 t 超 22 t 以下	40,500円		29,500円
	22 t 超	59,400円		43,600円
工作車など	普通自動車	11,500円		9,000円
	小型自動車	8,000円		6,500円

(※1)電気を動力源とするものは「1 L 以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

おしえて!

けんぜい Q&A



自動車税(種別割)編

Q

去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が届きました。どうしてですか？

A

自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q

グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A

グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.69に掲載しています。